

# 令和4年度 事業計画

## 【事業方針概要】

令和元年に改正された土地家屋調査士法の施行から約1年半が経過しました。その第1条で「目的規定」であったものを「使命規定」に改正された意味は、非常に大きいものと考えます。

我々土地家屋調査士は、「筆界を明らかにする専門家」として認められた隣接法律専門職となったわけです。そのため、我々の業務に関連する法律改正には、常にアンテナを張り情報を収集し自己研鑽に努めなければなりません。

令和3年4月に改正された民法・不動産登記法の施行日が目前に迫っています。令和5年4月1日からは、「財産管理制度・共有制度・相隣関係規定の見直し」が施行されます。また、令和5年4月27日からは「相続等により取得した土地の国庫帰属制度」が施行され、令和6年4月1日からは「新たな相続登記制度（相続登記申請の義務化）」が施行される予定となっています。

さらに、日本土地家屋調査士会連合会においては、新たな業務取扱要領や業務マニュアルが発刊されるなど、ここ数年の法改正や制度改革等により、我々土地家屋調査士を取り巻く環境は、大きく変化しようとしています。

これらに確実に対応していくために私達がとるべきことは、専門資格者としての知識と技術の向上のために研鑽を積み、品位を保持し、公正誠実に業務を行うことだと考えます。

よって、土地家屋調査士制度に対する国民の信頼や期待を損なうことのないよう自戒しつつ、下記項目を基本方針とし、各部署が連携して効率の良い会務運営を目指して事業計画とします。

- 1 倫理と品位の確立
- 2 支部との連携強化
- 3 新入会員及び若手会員の人材育成
- 4 研修の充実
- 5 適正な業務の支援
- 6 社会貢献事業の推進
- 7 他団体との連携強化

## 【総務部】

近年、国民の皆様より本会に対し多数の問い合わせが寄せられており、なかでも苦情相談に関するものが多くなっております。先の土地家屋調査士法の改正においては、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続きに関する見直しのほか、専門資格者としての使命を明らかにする条文が設けられました。我々土地家屋調査士が国民の期待に応えるためには業務の資質の向上もさることながら、専門資格者としての職責の認識と倫理の確立が必要不可欠であると考えます。それぞれの事案に真摯に対応することが国民の土地家屋調査士への信頼、土地家屋調査士制度の発展につながると考えています。

- 1 制度に対する事項  
各部と連携をとり、迅速に対処する。
- 2 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
  - (1) 専門資格者(土地家屋調査士)としての倫理について会員への周知徹底を行う。
  - (2) 会員が品位を保持し適正な業務を行えるよう、指導及び連絡を行う。
  - (3) 綱紀委員会と連携して綱紀事件の防止に努める。

- 3 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
  - (1) 会員への情報は、メール・県会ニュース・ホームページ等により伝達する。また、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用簿の確認を行い、土地家屋調査士法第3条業務以外で使用をされている会員に対しては、注意等を行う。
  - (2) 会員事務所への訪問を通して県会から会員への情報伝達を行う。
  - (3) 会員が業務において知り得た個人情報等の取扱いについて、指導及び連絡を行う。
- 4 会員の入会及び退会その他人事に関する事項

入退会の手続き等に関しては、会則や規則に基づき適切に対応する。なお、本会への入会予定者に対しては、入会手続の際、面談を行う。
- 5 本会が所有する会員の個人情報の公開に関する事項

本会及び会員に関する情報並びに懲戒処分の情報及び注意勧告の情報については、規則等に則り、本会ホームページ上で公開する。
- 6 本会及び会員の個人情報の保護に関する事項

本会が所有する個人情報の保護について「個人情報の保護に関する規則」、「特定個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱細則」に基づき適切な管理を行う。
- 7 会員の業務等に対する苦情相談及び紛議の調停に関する事項

「苦情相談取扱規程」、「紛議の調停に関する規則」及び「紛議の調停に関する細則」に基づき対応する。
- 8 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項

業務部と連携して土地家屋調査士法第68条への厳格な対応を目指す。さらに、平成22年4月1日より施行された土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応としても各支部と連携して対応する。
- 9 その他、他の部の所掌に属さない事項
  - (1) 法律改正への対応及び会則等の整合性をとるため、適正な整理を行う。その際、会則・規則・規程等については、早急にホームページのデータを更新する。
  - (2) 制度及び社会情勢を見据えた上で、組織について継続して検討する。
  - (3) 会員の資質向上に寄与できるよう「ワイドエリアネットワーク会議」に出席し、会議の成果については、今後の会務執行に活かす。
- 10 支部との連携に関する事項

各支部と連携して円滑な会務運営を図る。

## 【財 務 部】

令和4年度は、毎年行っている福利・共済・年金の3事業を継続的に行うと共に、感染症の拡大や災害等による緊急時の予算について検討を行う。また、例年の通り会計監査への対応を行うと共に、各部の会務予算の執行状況について把握し、助言を行います。

- 1 福利厚生及び共済事業の支援ならびに年金基金の加入促進
  - (1) 親睦事業と健康に関する支援

同好会活動及び支部合同親睦事業への支援を行う。  
各支部の健康促進に関する事業への支援を行う。
  - (2) 土地家屋調査士賠償責任保険の加入促進

新入会員集合研修会等を通じて賠償責任保険への加入促進を行う。
  - (3) 国民年金基金の加入促進

県会ホームページ・会報等を利用して、一層の加入促進を行う。
- 2 会計監査事務への対応

会計監査に対応し必要に応じて勘定科目等の見直を行う。

- 3 事業予算執行状況の把握・助言  
各部の事業等会務全体について、予算の執行状況を把握し助言を行う。
- 4 緊急時の予算についての検討  
感染症の拡大による緊急事態宣言発出時や災害時に掛かる予算の検討を行う。
- 5 会議システムについての検討  
会議システム構築のための必要備品について、予算の検討を行う。

## 【業務部】

多くの法改正がなされ転換期でもある昨今において、国民に対し土地家屋調査士としての更なる信頼を向上させるためにも、日常業務の基本となる業務取扱要領及び業務取扱要領に係る業務マニュアルの遵守を会員に呼びかけ、土地家屋調査士としての意識の向上と業務の適正化を図ります。また、新たな制度変化に対応するため、業務に関する情報収集、法務局との協議を行い、会員への情報伝達及び業務指導並びに業務サポートを行います。さらに、今後の筆界調査委員の育成として、法務局及び筆界調査委員と共に、インターンシップ制度の充実を図ります。

- 1 会員への情報伝達及び業務指導
  - (1) 土地家屋調査士の業務に関する情報に対応し、会員に伝達を行い、必要に応じ業務指導を行う。
  - (2) 会員からの業務に関する質問等に対応する。
  - (3) オンライン申請を普及するため、会員への周知を図る。
  - (4) 調査士カルテマップを普及するため、会員への周知を図る。
  - (5) 土地家屋調査士業務取扱要領及び業務取扱要領に係る業務マニュアルの遵守について、継続的に会員への周知を図る。
- 2 公共基準点の使用承認、認定登記基準点への対応
  - (1) 不動産登記規則第 77 条の公共基準点の利用については、引き続き各市町村への包括使用承認を行い、会員に基準点使用報告書提出の徹底を図る。
  - (2) 必要に応じ認定登記基準点の事務手続きを行う。
- 3 官民境界等への対応
  - (1) 官民境界に関する改善点を把握し、必要に応じて関係官公署へ協議や要望を行う。  
また、境界問題解決の専門職であることを啓蒙してゆく。
  - (2) 官民境界に係る境界標保全のお願いを、継続して関係官公署へ行う。
- 4 不動産登記法第 14 条地図作成作業（従来型・大都市型）への対応  
法第 14 条地図作成作業について、必要に応じて法務局と協議し対応を行う。
- 5 福岡法務局との業務等に対する対応
  - (1) 表示に関する登記事務について福岡法務局と事務連絡協議会を行う。
  - (2) 業務等に関する問題点について、必要に応じて協議を行う。
  - (3) 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に基づき協議を行う。
- 6 対外的業務活動  
土地家屋調査士法第 68 条(非調査士)の周知徹底  
総務部と連携して、土地家屋調査士法第 68 条についての対応を行う。
- 7 筆界特定制度の対応
  - (1) 福岡法務局との協議会  
筆界特定制度及び筆特活用スキームに関して福岡法務局と協議会を開催する。
  - (2) 今後の筆界調査委員の育成  
福岡法務局及び筆界調査委員の協力のもと、今後の筆界調査委員の育成としてインタ

ーンシップを行う。

(3) 福岡法務局からの筆界調査委員の推薦依頼に関する対応を行う。

(4) 境界鑑定実務の資料精査と保管

土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」にかかる地図等の歴史的資料の収集については、引続き県会ニュース等を通じて会員への呼びかけを行う。

また、収集した資料については、精査し県会ホームページ上にアップすると共に資料センターにて保管を行う。

## 8 適正な業務と報酬の分析

報酬額の運用における実態調査及び統計資料の作成を行う。

## 9 所有者不明土地・空き家問題への対応

(1) 九州地区所有者不明土地連携協議会に有識者団体として参加する。

(2) 所有者不明土地問題・空き家問題に関する業務につき、専門家として活動ができるように啓蒙活動を行う。

(3) 福岡法務局からの所有者等探索委員の推薦依頼に関する対応を行う。

## 【広 報 部】

昨年度は新型コロナウイルスの影響で十分な広報活動が行えませんでした。本年度は、感染防止対策を行いながら、対内および対外的に活発な広報活動を実施したいと考えております。

### 1 対内的広報

(1) ホームページによるスケジュール・伝達事項（県会ニュース）等の告知をする。

(2) 会報「ふくおか」を紙面とウェブ版を併用し年 2 回以上発刊する。

(3) 情報伝達媒体を充実させるため県会公式フェイスブックの開設にむけて準備をする。

### 2 対外的広報

(1) 無料相談会

行政評価局主催の「くらし・行政相談」については、毎月第一金曜日の当番日にソラリアステージにおいて、また、5 月・8 月・11 月・2 月の第二金曜日には小倉井筒屋において相談会の対応を行う。

7 月 31 日の「土地家屋調査士の日」は広報部理事により無料相談会の開催を実施する。

10 月 1 日の「法の日」を中心日とし、各支部協力のもと無料相談会を実施し、県会から助成を行う。

今年度も北・中・南部の各地区で実施されている、無料相談会の体制を整える。

ホームページに相談者の参考になる相談会の Q & A を掲載する。

(2) 新聞およびインターネット等を活用し、調査士制度・ADR・相談会等の案内広告を行う。

(3) 制度広報のポスターの設置状況を把握し、随時再設置をし、広報活動を行う。

(4) 行政機関で発行されている広報誌に、無料相談会等の告知広告を掲載する。

(5) 各支部の地域貢献活動に対して県会より助成を行い、地域に根付いた広報活動を行う。

### 3 制度広報に関する事項

(1) 社会連携講座

後継者育成問題に対応するため、筆界に纏わる表題登記制度・土地家屋調査士の職務・土地家屋調査士と司法との関わり等について学生が広く理解する機会を提供し、また、土地家屋調査士の知名度アップ・地位の向上を目的として、西南学院大学の学生を対象とした社会連携講座を開講する。

(2) 制度広報に関し各部と連携しスムーズな会務運営を図る。

## 【研 修 部】

土地家屋調査士法が改正され、昨年度からは新たに義務研修として年次研修も始まり、専門資格者としてより高度な倫理規範が要求されることとなりました。またコロナ禍に伴う生活環境の変化により、業務におけるICT技術およびデジタル化への対応はより一層増しているように感じます。調査士制度の更なる発展と定着のためには、各会員が専門資格者として国民の期待に応え、この変化に対応して行くための新しい知識および技術の習得などが必須でありますので、会員の皆様にとって役立つ研修を企画し運営していきたいと思っております。

### 1 全体研修会

全2回を動画配信方式により行う。

#### (1) 第1回

日時：令和4年8月予定

会場：動画配信

#### (2) 第2回

日時：令和5年2月予定

会場：動画配信

### 2 専門研修会（新入会員研修対象）

有料研修会として3回開催する。

なお、研修会終了後3年を経過した動画は県会ホームページに順次アップロードして無料で視聴できるようにする。

### 3 年次研修会

今年度の該当会員を対象として調査士としての専門家責任及び倫理の保持を図ることを目的とした研修を行う。昨年度と同様動画を視聴する方式で行う。

支部研修方式で行った場合は参加者1名につき500円を助成する（支払時期は年度末とする）。

### 4 支部研修会

全体研修会で周知出来ない細部事項や全会員が業務を行う上で必要な事項等の伝達を支部研修会で補って頂けるようお願いするとともに講師の派遣を行う。

なお、実施した支部に対し、参加者1名につき1,000円を助成する（支払時期は年度末とする）。但し、交付回数は1回とし、会場費については支給しない。

### 5 新入会員集合研修会

該当会員を対象に、専門家として求められている資質や姿勢、実務を行う上で知っておかなければならない事項及び新入会員が間違いを犯しやすい事項等について周知を図ることを目的として研修会を開催する。

### 6 新人実務体験研修

土地家屋調査士の有資格者と土地家屋調査士登録後2年以内の新人を対象として、講師事務所に配属し有料研修として実施する。研修期間は、2週間以上3ヶ月程度とし、受入れ事務所と新人の実情に合わせて期間を決定し実施する。

### 7 補助者研修会等

補助者の資質向上を図るため、補助者としての倫理や職務上請求書の取扱い等について、有料研修等を実施するとともに補助者の実態把握に努め管理する。

### 8 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度への対応

専門資格者として、業務遂行を行う専門知識と技術の維持向上を図るため参加しやすい研修会の開催を企画するとともに積極的に参加する研修会の開催を検討することにより、土地家屋調査士CPD制度に対応するものとする。

なお、会員の継続的な自己研鑽（取得ポイント）については連合会及び県会広報部と連携し、会員ごとに連合会及び県会ホームページで公開する。

## 【社会事業部】

社会情勢の変化を見据えたうえで、災害協定や専門職団体連絡協議会等の対外的な事業への支援等を行います。また、対内的な事業として境界問題解決センターふくおかへの支援等を行い、土地家屋調査士の専門的な職能を活用して、社会への貢献を充実させていきたいと考えます。

### 1 社会貢献事業の構築・推進

災害協定のマニュアル及び被災者支援制度について検討を行う。

### 2 福岡専門職団体連絡協議会（業際ネットワーク）

福岡専門職団体連絡協議会は、10 士業(本会・福岡県司法書士会・公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士会・福岡県弁護士会・日本公認会計士協会北部九州会・日本弁理士会九州会・一般社団法人福岡県中小企業診断士協会・九州北部税理士会)の相互理解と協調により友誼を深め、加入団体に寄与し、もって地域社会に貢献することを目的としており、引き続き支援を行う。

#### (1) 共同相談会への支援

県内各地で開催される「くらし・事業なんでも相談会」への支援を行う。

#### (2) 不動産研究会及び企業法務・会計部門研究会並びに被災者支援研究会への支援

本会の発表担当者への支援を行う。

#### (3) 士業間親睦事業への支援

継続的に実施されている親睦事業及び同好会への支援を行う。

#### (4) 専団連ホームページの更新への支援

### 3 専門研究所への支援

必要に応じ研究についての支援を行う。

### 4 境界問題解決センターふくおかへの支援

会員の認定率向上に関する支援を行う。

### 5 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会開催

必要に応じ公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協議会を開催する。

### 6 各種名簿の整備

行政機関等の要請により開示する名簿の取り扱いの統一等の整備を行う。

### 7 対外向け研修会への支援

社会貢献の一環として土地家屋調査士の専門的な職能を周知するための対外向けの研修会への支援を行う。